

つちはし事務所通信

8

AUGUST

2024



発行:つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2024年8月1日

助成金

徳島県独自の上乗せ助成 キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）について

先月の事務所通信 7月号特集でお知らせした、徳島県賃上げ応援サポート事業の一つである「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）（労働時間延長メニュー）」の内容を確認しましょう。申請する際にかかる社会保険労務士への書類作成費用が助成されます。

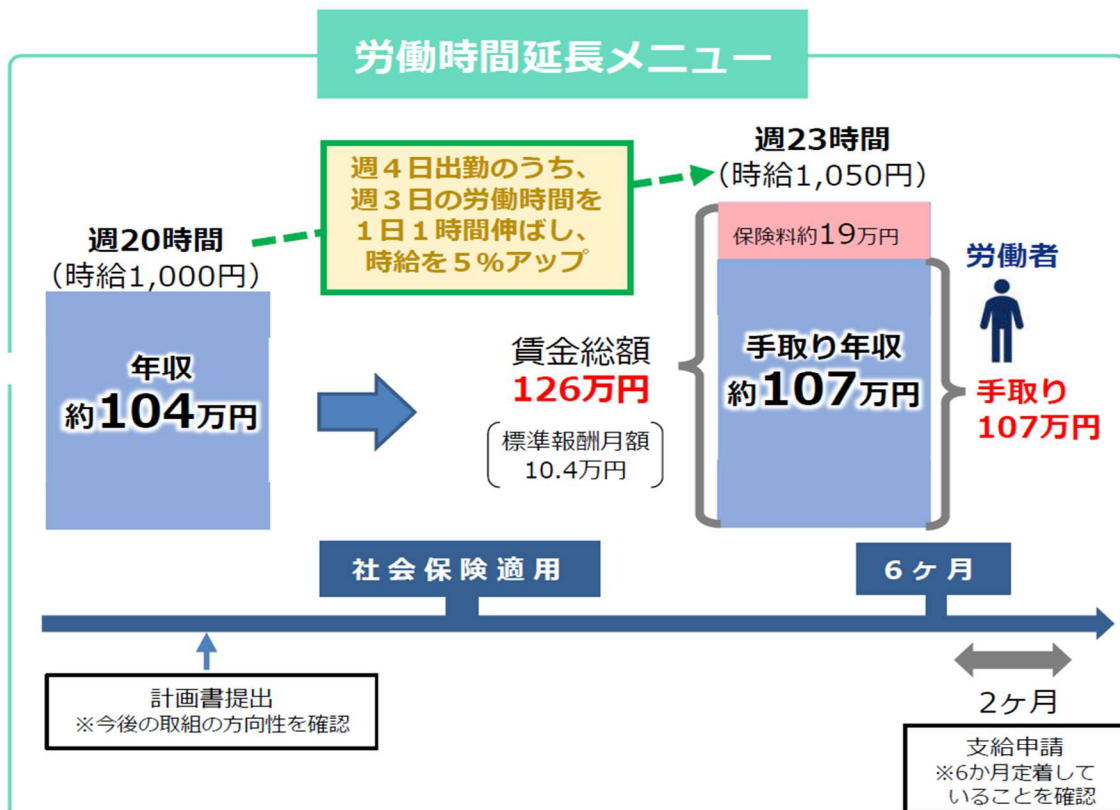
……キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）（労働時間延長メニュー）の概要……

所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合に事業主に対して助成を行うものです。

以下の表の①～④のいずれかの取組を行った場合に、労働者1人あたり中小企業で30万円（大企業の場合は22.5万円）を支給します。

	週所定労働時間の延長		賃金の増額	申請の時期	1人当たり助成額
①	4時間以上	+	-	左欄の取組を 6か月間継続した 後2か月以内	6か月で 30万円 (大企業は 22.5万円)
②	3時間以上4時間未満		5%以上		
③	2時間以上3時間未満		10%以上		
④	1時間以上2時間未満		15%以上		

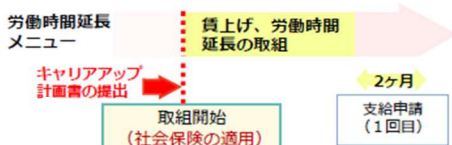
労働時間延長メニュー



★令和6年10月より社会保険の適用拡大により特定事業所となるため「106万円の壁」を超えるパートさんに社会保険を適用し、賃金を増額して、所定労働時間を延長する場合に活用することができます。(週4時間以上の所定労働時間の延長の場合は賃金の増額不要)

★今年10月には最低賃金が引き上げられる見込みになっています。徳島県から社会保険労務士への書類作成費用が補助制度で上限10万円(補助率1/2)まで助成されます。詳しくは、つちはし事務所までお問い合わせください。

※ キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。(不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。)



社会保険労務士への依頼を考えている方は、補助制度の活用もご検討ください!



令和6年 10 月からの短時間労働者に対する社会保険の更なる適用拡大

令和6年10月から、常時50人を超え100人以下の規模の事業所も「特定適用事業所」とされるため、当該事業所では、これまで健康保険・厚生年金保険の被保険者でなかった短時間労働者のうち、週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上などの要件を満たす者を、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要があります。どのような手続が必要となるのでしょうか？

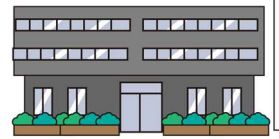
……令和6年10月からの更なる適用拡大の具体的内容／規模要件に該当した企業における手続は？……

通常、特定適用事業所に該当した場合、日本年金機構の事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出る必要があります（健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所該当届については、健康保険組合へ届け出るようになります）。

↓ しかし

新たな規模要件に該当し、施行日（令和6年10月1日）から特定適用事業所に該当する場合については、次のように取り扱うこととされています。

令和5年10月から令和6年8月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上50人を超えたことが確認できる場合は、日本年金機構において対象の適用事業所を特定適用事業所に該当したものとして扱い、対象の適用事業所に対して「特定適用事業所該当通知書」を送付するため、特定適用事業所該当届の届出は不要です（法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に対して通知書を送付）。



年金事務所

なお、特定適用事業所となったことに伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、各適用事業所がその者に係る被保険者資格取得届を令和6年10月7日までに日本年金機構の事務センター等へ届け出る必要があります（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者資格取得届については、健康保険組合へ届け出るようになります）。

★上記のように特定適用事業所に該当したことについては、手続は不要です。

逆にいえば、要件に該当していれば、手続をしなくても、特定適用事業所として取り扱われることになります。

しかし、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合には、被保険者の資格取得に関する手続が必要となります。ご不明な点などがあれば、気軽にお尋ねください。

◆あとかき◆つちはし事務所より

暑中お見舞い申し上げます

猛暑が年々深刻さを増してきて、働く人の熱中症や夏バテへの配慮が会社の課題の1つになりつつあります。特に屋外作業のある事業所では、仕事でも水分や塩分を補給するよう促したり、涼しい休憩場所を設けるなどの配慮をお願いします。さてそんな猛暑の中でも阿波踊りに燃えるのが、阿波っ子の夏です。**つちはし事務所も阿波踊り期間の8月12日～15日までお盆休み**とさせていただきます。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます

★ 令和6年10月から常時50人超えの事業所で、週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上などの要件を満たす者を、健康保険・厚生年金保険の被保険者とする必要があります。社会保険に入ることによって手取りが下がるということで、さらに週の所定労働時間を短くしたいという従業員さんも出てくるかもしれませんが、人手不足の職場では逆に労働時間を増やして賃金を増やし手取りと将来の年金を増やすという選択肢の提案がお勧めです。

★ その際に利用を考えたのが、今月紹介したキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）（労働時間延長メニュー）です。仮に週5日勤務のパートさんが、1日1時間、勤務時間を延ばせば、社会保険料の負担分につけられないくらい賃金が増え、会社は1人につき30万円の助成金を受けることができます。また、この手続に関しては社労士の報酬の2分の1は徳島県の補助金を使うことができます。ただし、あらかじめ計画書を提出する必要がありますので、ご相談はお早めをお願いします。

